

熊本県医療用機器の効率的な配置の促進に向けた  
特別償却制度における確認証交付事務取扱要領

(通則)

第1条 医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度における確認証（以下「確認証」という。）の交付については、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条の2第1項及び第45条の2第1項、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第6条の4第1項、第2項及び第7項並びに第28条の10第1項、第2項及び第7項、租税特別措置法施行令第六条の四第二項第一号及び第二十八条の十第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める要件等（平成31年厚生労働省告示151号）並びに「地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について」（平成31年3月29日付け医政発0329第39号厚生労働省医政局長通知）の規定によるほか、この事務取扱要領の定めるところによる。

(趣旨)

第2条 高額医療機器の人口当たり配置台数の多い地域では、需要に比して過大な設備投資となっている可能性や、医療機関の収益を圧迫している可能性が指摘されており、地域にける必要かつ適切な医療提供体制を確保するためには、高額医療機器の共同利用の一層の推進など効率的な配置を促進する必要があるため、利用率の高い既存機器への集約化や共同利用を目的とした医療用機器の新規購入を行う場合について、特別償却の対象とし、必要な手続きについて定める。

(交付の対象となる者)

第3条 この特別償却制度の対象は、青色申告書を提出する個人又は法人で医療保健事業を営むものとする。

2 前項の事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- 四 暴力団員によりその事業活動を実質的に関与を受けている者
- 五 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- 六 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- 七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- 八 暴力団員と密接な交友関係を有する者

3 この特別償却の対象となる設備等は、病院又は診療所において医療保健業の用に供する超電導磁石式全身用MR装置及び永久磁石式全身用MR装置（以下「全身用MRI」という。）並びに全身用X線CT診断装置（4列未満を除く。）及び人体回転型全身用X線CT診断装置（4列未満を除く。）（以下「全身用CT」という。）（以下「全身用CT・MRI」という。）とし、次に掲げる条件のいずれかを満たす場合に限り特別償却の対象とする。

なお、診療所において、令和3年3月31日までに、取得し、医療保健業用に供した全身用CT・MRIについては、次に掲げる条件は求めない。

一 既存の医療用機器の買い換えの場合（既に医療保健業の用に供されている全身用CTを廃止し、当該全身用CTに替えて全身用CTを発注若しくは購入する場合又は既に医療保健業の用に供されている全身用MRIを廃止し、当該MRIに替えて全身用MRIを発注又は購入する場合をいう。）は、買い換え後の全身用CT・MRIを医療保健業の用に供する日の属する年の前年の1月から12月までの各月における買い換え前の全身用CT・MRIの利用回数が機器の種別ごとに次に掲げる値を上回っていること。

ア 全身用MRI 1か月当たり40件

イ 全身用CT 1か月当たり20件

二 新規購入の場合（次に掲げる場合をいう。）は、他の病院又は診療所と連携して共同利用を行う予定であること（連携先の病院又は診療所（共同利用を行う予定である全身用CT・MRIを医療保健業の用に供していないものに限る。）で診療を受けた者のために利用される予定であること（全身用CT・MRIについて連携先の病院又は診療所から紹介された患者のために利用される予定である場合を含む。）をいう。）が外形的に確認できること。

ア 既に医療保健業の用に供されている全身用CTを廃止することなく、新たに全身用CTを発注若しくは購入する場合又は全身用CTを医療保健業の用に供していない場合であって新たに全身用CTを発注若しくは購入する場合

イ 既に医療保健業の用に供されている全身用MRIを廃止することなく、新たに全身用MRIを発注若しくは購入する場合又は全身用MRIを医療保健業の用に供していない場合であって新たに全身用MRIを発注若しくは購入する場合

三 前二号に掲げる条件に該当しない場合は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14第1項の協議の場（以下「地域医療構想調整会議」という。）において協議を行い、当該構想区域等における医療提供体制の確保に必要なものとして買い換えること又は新規購入することが適当と認められること。

（特別償却）

第4条 前条第1項に規定する者が、平成31年（2019年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日までの間に、同条第3項に規定する医療用機器の取得等（所有権移転外リース取引による取得を除く。）をして、その医療保健事業の用に供した場合には、青色申告書を提出する際に確認証の写しを添付することで、

その取得価額の12%の特別償却ができる。

(申請手続)

第5条 確認証の交付を希望する者は、熊本県知事に確認願(様式1)を提出し、熊本県知事が別に定める期日までに確認証交付申請書(様式2)を提出しなければならない。

(確認証交付の決定)

第6条 熊本県知事は、前条による申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容の審査を行い、当該審査により適正であると認めるときは、当該特別償却に係る確認証(様式3)を交付するものとする。

2 熊本県知事は、申請区分に応じ、第3条第3項に掲げる条件のいずれかを満たすことについて、次の観点を踏まえて、審査するものとする。

- 一 全身用CT・MRIの利用回数について明らかな虚偽が認められないこと。
- 二 連携先医療機関に同様の全身用CT・MRIが設置されていないこと。
- 三 地域医療構想調整会議における協議の状況を確認し、適当と認められていること。

3 熊本県知事は、申請者が提出した書類等の虚偽などの不正を確認した場合には、確認証の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、確認証の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和4年(2022年)2月9日から施行し、平成31年(2019年)4月1日から適用する。